

市では、市内農業者の取組みを推進するため、次のとおり助成を行います。
活用を希望される方は、申込期限までに窓口にてお申込みください。

◇ふるさと農業応援事業

事業名	補助対象	補助率	補助対象者	実施要件等
苗木購入費助成事業 (りんご、桃、ぶどう、梨、おうとう)	苗木又は台木の購入費用 (台木・品種の指定なし) ※令和6年4月1日～令和7年3月20日までに納品及び支払いが完了するものに限る	1本当たり 1/3 以内 (税抜) 上限 700 円 60 本以内	市内に住所を有する農業者	国の果樹経営支援対策事業において補助対象経費とする苗木は対象外
果樹園防風ネット張替事業	防風ネット張替に係る費用 ※ワイヤー、支柱等の付属品は対象外	1/3 以内 (税抜)	果樹経営面積が 50 a 以上の市内に住所を有する農業者	果樹共済又は収入保険に加入していること ※未加入の場合は令和7年産の加入の確約が必要です
簡易トイレ整備事業	簡易トイレの購入及び設置費用	1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円	果樹経営面積が 50 a 以上、もしくは特産果樹又は施設野菜の経営面積が 5 a 以上の市内に住所を有する農業者	果樹経営面積 50 a 以上 上限 1 台 (1 箇所) 200 a 以上 上限 2 台 (2 箇所)
作業場整備事業	農地内作業場のコンクリート舗装費用 ※舗装面積 5 坪以上かつ業者施工により新たに施工するものに限る	事業費又は 1 m ² 当たり 10,000 円のいずれかの低い額の 1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円		特産果樹又は施設野菜経営面積 5 a 以上 上限 1 台 (1 箇所) 20 a 以上 上限 2 台 (2 箇所) ※過去の事業活用数も含む
かん水施設整備事業	かん水施設の部材の購入に係る費用	1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円		国の果樹経営支援対策事業の補助対象経費を除く
防犯カメラ整備事業	防犯カメラの購入に係る経費	1/3 以内 (税抜) 上限 15 万円		1 園地当たり 5 台まで (2 園地分まで対象)

◇特産果樹産地育成・ブランド確立事業

事業メニュー	補助対象経費	補助率	補助対象者	実施要綱等
支柱の購入	桃、ぶどう、梨、おうとうの支柱の購入費 (新植のみ)	1/3 以内 (税抜) 上限 1,000 円/本 60 本以内	認定農業者、認定新規就農者、営農集団 (3 戸以上の農家の団体で規約等があるもの)	国の果樹経営支援対策事業の補助対象経費を除く
樹棚の購入		1/3 以内 (税抜) 上限 170 千円/10 a		
【県事業】 雨よけハウス 低コスト簡易型 ハウス	桃、ぶどう、梨、おうとうの雨よけハウス、低コスト簡易型ハウス	1/3 以内 (税抜)		受益面積が 10 a 以上であること (認定農業者・認定新規就農者は、10 a 以下でも対象) ※支柱、樹棚の購入費助成との同年実施は不可

◎世帯に市税等の滞納がある場合は補助の対象となりません。

●申込期限

令和6年5月10日 (金)

●問合せ・申込先

経済部農林課生産振興係 (本庁舎3階) TEL 44-1111 (内線 1433~1435・1439)
TEL 55-5718 (直通)

